社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

平成11年 9月30日制　　定

平成12年 3月22日一部改正

平成12年 9月12日一部改正

平成15年 5月23日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

令和4年9月27日一部改正

令和6年3月4日一部改正

（事業の目的）

**第１条**　社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会が開設する大船渡市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護、要支援状態にある高齢者又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、適正な指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、訪問型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

**第２条**　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村及びに地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

**第３条**　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　大船渡市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

(2)　所在地　大船渡市盛町字下舘下１４－１（大船渡市総合福祉センター内）

（職員の職種、員数、職務内容）

**第４条**　事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

(1)　管理者１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2)　サービス提供責任者　有資格者１名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3)　訪問介護員等　　有資格者　４名以上

　　　 　訪問介護員等の内、１名以上は常勤とし、指定訪問介護の提供に当たる。

(4)　事務職員　１名以上

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

**第５条**　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)　営業日　　日曜日から土曜日までとする。

(2)　営業時間　午前６時から午後10時までとする。

(3)　緊急時　　電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

**第６条**　指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

(1)　身体介助

(2)　生活援助

２　第８条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1)　事業所から、片道おおむね20キロメートル未満　　　　５００円

(2)　事業所から、片道おおむね20キロメートル以上　　１，０００円

(3)　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

**第７条**　訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

**第８条**　通常の事業の実施地域は大船渡市全域とする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

**第９条**　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
2. 成年後見制度の利用支援
3. 苦情解決体制の整備
4. 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
5. 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員への周知徹底
6. 虐待の防止のための指針の整備
7. その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

（その他運営に関する重要事項）

**第10条**　事業所は看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)　採用時研修　採用後２か月以内

(2)　継続研修　年２回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会が別に定める。

附　則

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成12年９月12日から施行する。

附　則

この規程は、平成15年５月23日から施行する。

附　則

　この規程は、平成28年４月１日から施行し、平成28年３月１日から適用する。

附　則

　この規程は、令和４年９月27日から施行する。

　附　則

この規程は、令和６年３月４日から施行する。